

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後			改正前		
第一 引用の法令番号一覧表			第一 引用の法令番号一覧表		
索引	法令名	法令番号	索引	法令名	法令番号
か	<u>外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律</u>	昭和61年法律第66号	か	<u>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法</u>	昭和61年法律第66号
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
第二 省略用語一覧表			第二 省略用語一覧表		
索引	省略用語	省略された用語	索引	省略用語	省略された用語
こ	(省略)	(省略)	こ	(同左)	(同左)
	○ 合名会社等	合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、 <u>弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u> 、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人		○ 合名会社等	合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後			改正前		
む	○ 無限責任社員	合名会社、税理士法人、 弁護士法人、外国法事務 弁護士法人、 <u>弁護士・外 国法事務弁護士共同法 人</u> 、弁理士法人、司法書 士法人、行政書士法人、 社会保険労務士法人及 び土地家屋調査士法人 の社員並びに合資会社 及び監査法人の無限責 任社員	む	○ 無限責任社員	合名会社、税理士法 人、弁護士法人、外国 法事務弁護士法人、弁 理士法人、司法書士法 人、行政書士法人、社 会保険労務士法人及び 土地家屋調査士法人の 社員並びに合資会社及 び監査法人の無限責任 社員
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
第 1 編 通則			第 1 編 通則		
第 1 章 通則的事項			第 1 章 通則的事項		
第 1 節 基本的な考え方			第 1 節 基本的な考え方		
(第二次納税義務額の免除の方法)			(第二次納税義務額の免除の方法)		
17 第二次納税義務者について通則法第 63 条及び国税通則法施行令（以下「通則令」という。）第 26 条の 2 第 3 号《人為による異常な災害等の場合の延滞税の免除》の規定に該当する事由が生じた場合には、その事由が主たる納税者につき生じたものとして、同条の規定に準じて計算した延滞税の免除相当額をその第二次納税義務の額（範囲）から免除するものとする。			17 第二次納税義務者について通則法第 63 条及び国税通則法施行令（以下「通則令」という。）第 26 条の 2 第 2 号《人為による異常な災害等の場合の延滞税の免除》の規定に該当する事由が生じた場合には、その事由が主たる納税者につき生じたものとして、同条の規定に準じて計算した延滞税の免除相当額をその第二次納税義務の額（範囲）から免除するものとする。		

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>なお、第二次納税義務者につき通則法第 63 条第 6 項第 1 号及び第 2 号並びに通則令第 26 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定に該当する事由が生じた場合には、主たる納税者の国税に係る延滞税について免除するものとする。</p>	<p>なお、第二次納税義務者につき通則法第 63 条第 6 項第 1 号及び第 2 号並びに通則令第 26 条の 2 第 1 号の規定に該当する事由が生じた場合には、主たる納税者の国税に係る延滞税について免除するものとする。</p>
<p>おって、第二次納税義務額の免除の計算例を示せば、次のとおりである。 〔例 1〕～〔例 3〕 (省略)</p>	<p>おって、第二次納税義務額の免除の計算例を示せば、次のとおりである。 〔例 1〕～〔例 3〕 (同左)</p>
<p>(徴収法第 36 条第 1 号及び第 2 号並びに第 41 条第 1 項の第二次納税義務に係る特例)</p>	<p>(徴収法第 36 条第 1 号及び第 2 号並びに第 41 条第 1 項の第二次納税義務に係る特例)</p>
<p>18 徴収法第 36 条第 1 号及び第 2 号並びに第 41 条第 1 項の第二次納税義務の場合には、次の事項に留意する。</p>	<p>18 徴収法第 36 条第 1 号及び第 2 号並びに第 41 条第 1 項の第二次納税義務の場合には、次の事項に留意する。</p>
<p>(1) 第二次納税義務者につき通則法第 63 条第 6 項第 1 号及び第 2 号並びに通則令第 26 条の 2 第 1 号及び第 2 号に該当する事由が生じた場合には、17 のなお書と同様に処理するものとする。</p>	<p>(1) 第二次納税義務者につき通則法第 63 条第 6 項第 1 号及び第 2 号並びに通則令第 26 条の 2 第 1 号に該当する事由が生じた場合には、17 のなお書と同様に処理するものとする。</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>第 2 編 各則</p>	<p>第 2 編 各則</p>
<p>第 1 章 合名会社等の社員の第二次納税義務</p>	<p>第 1 章 合名会社等の社員の第二次納税義務</p>
<p>第 1 節 成立要件</p>	<p>第 1 節 成立要件</p>
<p>(成立の要件)</p>	<p>(成立の要件)</p>
<p>50 次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、無限責任社員（合名会社、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、<u>弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人及び土地家屋調査士法人の社員並びに合資会社及び監査法人の無限責任社員をいう。以下この章において同じ。）は第二次納税義務を負う（徴収法 33 条）。</p>	<p>50 次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、無限責任社員（合名会社、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人及び土地家屋調査士法人の社員並びに合資会社及び監査法人の無限責任社員をいう。以下この章において同じ。）は第二次納税義務を負う（徴収法 33 条）。</p>
<p>(1) 合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、<u>弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政</p>	<p>(1) 合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは</p>

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人（以下この章において「合名会社等」という。）が国税を滞納したこと。</p> <p>(注)1 合名会社、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、<u>弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人及び土地家屋調査士法人とは、社員の全部が無限責任社員からなる会社又は税理士法等の規定により設立された法人をいい（会社法 576 条 2 項、580 条 1 項、税理士法 48 条の 21 第 1 項、弁護士法 30 条の 15 第 1 項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 67 条 2 項、80 条 1 項</u>、弁理士法 47 条の 4 第 1 項、司法書士法 38 条 1 項、行政書士法 13 条の 21 第 1 項、社会保険労務士法 25 条の 15 の 3 第 1 項、土地家屋調査士法 35 条の 3 第 1 項参照）、合資会社とは、有限責任社員と無限責任社員とからなる会社をいい（会社法 576 条 3 項、580 条参照）、監査法人とは、公認会計士法の規定により設立された法人であって、その社員の全部が有限責任社員からなる法人（有限責任監査法人）及びその社員の全部が無限責任社員からなる法人（無限責任監査法人）をいう（公認会計士法 1 条の 3 第 4 項、5 項、34 条の 7 第 4 項、5 項、34 条の 10 の 6 第 1 項、7 項参照）ことに留意する（徴基通第 33 条関係 2 参照）。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 第二次納税義務を負う者</p> <p>(第二次納税義務を負う者)</p> <p>51 合名会社等の国税につき第二次納税義務を負う無限責任社員は次に掲げる者である。</p> <p>なお、自称社員（会社法 588 条、589 条、税理士法 48 条の 21 第 1 項、弁護士法 30 条の 16、<u>外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 67 条 2 項、80 条 1 項</u>、公認会計士法 34 条の 10 の 7 第 1 項、弁理士法 47 条の 5、司法書士法 38 条の 2、行</p>	<p>土地家屋調査士法人（以下この章において「合名会社等」という。）が国税を滞納したこと。</p> <p>(注)1 合名会社、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人及び土地家屋調査士法人とは、社員の全部が無限責任社員からなる会社又は税理士法等の規定により設立された法人をいい（会社法 576 条 2 項、580 条 1 項、税理士法 48 条の 21 第 1 項、弁護士法 30 条の 15 第 1 項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 50 条の 13 第 2 項</u>、弁理士法 47 条の 4 第 1 項、司法書士法 38 条 1 項、行政書士法 13 条の 21 第 1 項、社会保険労務士法 25 条の 15 の 3 第 1 項、土地家屋調査士法 35 条の 3 第 1 項参照）、合資会社とは、有限責任社員と無限責任社員とからなる会社をいい（会社法 576 条 3 項、580 条参照）、監査法人とは、公認会計士法の規定により設立された法人であって、その社員の全部が有限責任社員からなる法人（有限責任監査法人）及びその社員の全部が無限責任社員からなる法人（無限責任監査法人）をいう（公認会計士法 1 条の 3 第 4 項、5 項、34 条の 7 第 4 項、5 項、34 条の 10 の 6 第 1 項、7 項参照）ことに留意する（徴基通第 33 条関係 2 参照）。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 第二次納税義務を負う者</p> <p>(第二次納税義務を負う者)</p> <p>51 合名会社等の国税につき第二次納税義務を負う無限責任社員は次に掲げる者である。</p> <p>なお、自称社員（会社法 588 条、589 条、税理士法 48 条の 21 第 1 項、弁護士法 30 条の 16、<u>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 50 条の 13 第 2 項</u>、公認会計士法 34 条の 10 の 7 第 1 項、弁理士法 47 条の 5、司法書士法 38 条の 2、行</p>

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>政書士法 13 条の 21 第 1 項、社会保険労務士法 25 条の 15 の 4、土地家屋調査士法 35 条の 4) は、無限責任社員には当たらないことに留意する。</p> <p>(1) 合名会社等成立後引き続き現に無限責任社員である者</p> <p>合名会社等成立後引き続き現に無限責任社員であるかどうかは、定款(会社法 576 条、税理士法 48 条の 8、弁護士法 30 条の 8、<u>外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 60 条、72 条</u>、公認会計士法 34 条の 7、弁理士法 43 条、司法書士法 32 条、行政書士法 13 条の 8、社会保険労務士法 25 条の 11、土地家屋調査士法 31 条) 又は合名会社登記簿、合資会社登記簿若しくは組合等登記簿(商業登記法 6 条 6 号及び 7 号、組合等登記令 15 条) を調査して確認する。</p> <p>なお、賦課関係資料等により無限責任社員であるか否かの確認ができる場合には、便宜それによっても差し支えないものとする。</p> <p>(2) 合名会社等成立後に無限責任社員となった者</p> <p>合名会社等が成立した後に無限責任社員となった者とは、例えば、以下に掲げる者をいう(徴基通第 33 条関係 4 参照)。</p> <p>イ 合名会社等の成立後に加入した無限責任社員(無限責任社員の持分を譲り受けた者を含む。)(会社法 605 条、604 条、585 条 1 項、税理士法 48 条の 21 第 1 項、弁護士法 30 条の 30 第 1 項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 67 条 2 項、80 条 1 項</u>、公認会計士法 34 条の 22 第 1 項、弁理士法 55 条 1 項、司法書士法 46 条 2 項、行政書士法 13 条の 21 第 1 項、社会保険労務士法 25 条の 25 第 1 項、土地家屋調査士法 41 条 2 項)</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p>この合名会社等成立後に無限責任社員となった者に該当するかどうかの調査は、(1)に準ずる。</p> <p>なお、調査時においては、無限責任社員となった旨の登記(定款変更の登記(会社法 915 条 1 項、組合等登記令 3 条)) がされていない場合があるので、これらの者については、定款、議事録等により無限責任社員であるかどうかを確認する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(3) 退社等をした無限責任社員</p>	<p>政書士法 13 条の 21 第 1 項、社会保険労務士法 25 条の 15 の 4、土地家屋調査士法 35 条の 4) は、無限責任社員には当たらないことに留意する。</p> <p>(1) 合名会社等成立後引き続き現に無限責任社員である者</p> <p>合名会社等成立後引き続き現に無限責任社員であるかどうかは、定款(会社法 576 条、税理士法 48 条の 8、弁護士法 30 条の 8、<u>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 50 条の 6</u>、公認会計士法 34 条の 7、弁理士法 43 条、司法書士法 32 条、行政書士法 13 条の 8、社会保険労務士法 25 条の 11、土地家屋調査士法 31 条) 又は合名会社登記簿、合資会社登記簿若しくは組合等登記簿(商業登記法 6 条 6 号及び 7 号、組合等登記令 15 条) を調査して確認する。</p> <p>なお、賦課関係資料等により無限責任社員であるか否かの確認ができる場合には、便宜それによっても差し支えないものとする。</p> <p>(2) 合名会社等成立後に無限責任社員となった者</p> <p>合名会社等が成立した後に無限責任社員となった者とは、例えば、以下に掲げる者をいう(徴基通第 33 条関係 4 参照)。</p> <p>イ 合名会社等の成立後に加入した無限責任社員(無限責任社員の持分を譲り受けた者を含む。)(会社法 605 条、604 条、585 条 1 項、税理士法 48 条の 21 第 1 項、弁護士法 30 条の 30 第 1 項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 50 条の 13 第 2 項</u>、公認会計士法 34 条の 22 第 1 項、弁理士法 55 条 1 項、司法書士法 46 条 2 項、行政書士法 13 条の 21 第 1 項、社会保険労務士法 25 条の 25 第 1 項、土地家屋調査士法 41 条 2 項)</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p>この合名会社等成立後に無限責任社員となった者に該当するかどうかの調査は、(1)に準ずる。</p> <p>なお、調査時においては、無限責任社員となった旨の登記(定款変更の登記(会社法 915 条 1 項、組合等登記令 3 条)) がされていない場合があるので、これらの者については、定款、議事録等により無限責任社員であるかどうかを確認する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(3) 退社等をした無限責任社員</p>

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>退社等をした無限責任社員とは、以下に掲げる者をいう（徴基通第 33 条関係 5 参照）。</p> <p>イ 退社した無限責任社員（会社法 612 条 1 項、税理士法 48 条の 21 第 1 項、弁護士法 30 条の 15 第 7 項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 67 条 2 項、80 条 1 項</u>、公認会計士法 34 条の 10 の 6 第 11 項、弁理士法 47 条の 4 第 7 項、司法書士法 38 条 6 項、行政書士法 13 条の 21 第 1 項、社会保険労務士法 25 条の 15 の 3 第 6 項、土地家屋調査士法 35 条の 3 第 6 項参照）</p> <p>ロ 持分の全部を譲渡した無限責任社員（会社法 586 条 1 項、税理士法 48 条の 21 第 1 項、弁護士法 30 条の 30 第 1 項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 67 条 2 項、80 条 1 項</u>、公認会計士法 34 条の 22 第 1 項、弁理士法 55 条 1 項、司法書士法 46 条 2 項、行政書士法 13 条の 21 第 1 項、社会保険労務士法 25 条の 25 第 1 項、土地家屋調査士法 41 条 2 項参照）</p> <p>ハ （省略）</p> <p>この退社等をした無限責任社員に該当するかどうかは、合名会社登記簿、合資会社登記簿又は組合等登記簿を調査して確認する。</p> <p>（注） （省略）</p>	<p>退社等をした無限責任社員とは、以下に掲げる者をいう（徴基通第 33 条関係 5 参照）。</p> <p>イ 退社した無限責任社員（会社法 612 条 1 項、税理士法 48 条の 21 第 1 項、弁護士法 30 条の 15 第 7 項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 50 条の 13 第 2 項</u>、公認会計士法 34 条の 10 の 6 第 11 項、弁理士法 47 条の 4 第 7 項、司法書士法 38 条 6 項、行政書士法 13 条の 21 第 1 項、社会保険労務士法 25 条の 15 の 3 第 6 項、土地家屋調査士法 35 条の 3 第 6 項参照）</p> <p>ロ 持分の全部を譲渡した無限責任社員（会社法 586 条 1 項、税理士法 48 条の 21 第 1 項、弁護士法 30 条の 30 第 1 項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 50 条の 13 第 2 項</u>、公認会計士法 34 条の 22 第 1 項、弁理士法 55 条 1 項、司法書士法 46 条 2 項、行政書士法 13 条の 21 第 1 項、社会保険労務士法 25 条の 25 第 1 項、土地家屋調査士法 41 条 2 項参照）</p> <p>ハ （同左）</p> <p>この退社等をした無限責任社員に該当するかどうかは、合名会社登記簿、合資会社登記簿又は組合等登記簿を調査して確認する。</p> <p>（注） （同左）</p>
<p>第 4 節 無限責任社員の責任の消滅</p>	<p>第 4 節 無限責任社員の責任の消滅</p>
<p>（除斥期間の経過による消滅）</p> <p>54 無限責任社員の責任は、通常の消滅原因によって消滅するほか、次に掲げる事由によって消滅する。</p> <p>(1) 退社等をした無限責任社員の責任の除斥期間の経過</p> <p>退社し、又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社又は監査法人の無限責任社員から有限責任社員となった者の責任は、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をした後 2 年以内に納付通知書による告知又はその予告（55 参照）をしなかった場合には、登記後 2 年（除斥期間）を経過した時に消滅する（徴基通第 33 条関係 5、会社法 612 条 2 項、586 条 2 項、583 条 4 項、税理士法 48 条の</p>	<p>（除斥期間の経過による消滅）</p> <p>54 無限責任社員の責任は、通常の消滅原因によって消滅するほか、次に掲げる事由によって消滅する。</p> <p>(1) 退社等をした無限責任社員の責任の除斥期間の経過</p> <p>退社し、又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社又は監査法人の無限責任社員から有限責任社員となった者の責任は、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をした後 2 年以内に納付通知書による告知又はその予告（55 参照）をしなかった場合には、登記後 2 年（除斥期間）を経過した時に消滅する（徴基通第 33 条関係 5、会社法 612 条 2 項、586 条 2 項、583 条 4 項、税理士法 48 条の</p>

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>21 第 1 項、<u>弁護士法 30 条の 15 第 7 項、30 条の 30 第 1 項、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 67 条 2 項、80 条 1 項、公認会計士法 34 条の 10 の 6 第 11 項、34 条の 22 第 1 項、34 条の 23 第 3 項、弁理士法 47 条の 4 第 7 項、55 条 1 項、司法書士法 38 条 6 項、46 条 2 項、行政書士法 13 条の 21 第 1 項、社会保険労務士法 25 条の 15 の 3 第 6 項、25 条の 25 第 1 項、土地家屋調査士法 35 条の 3 第 6 項、41 条 2 項。</u></p> <p>したがって、責任が消滅している者に対しては、徴収法第 33 条の規定による第二次納税義務を負わせることはできないので、退社等をした無限責任社員に該当するか否かの調査（51 の(3)）に併せて、退社の登記又は責任変更の登記後 2 年を経過しているかどうかを確認する必要があることに留意する。</p> <p>(2) 合名会社等解散後における無限責任社員の責任の除斥期間の経過</p> <p>合名会社等が解散した場合に、本店の所在地において解散の登記をした後 5 年以内に納付通知書による告知又はその予告（55 参照）をしなかったときは、無限責任社員の責任は、その登記後 5 年（除斥期間）を経過した時に消滅する（徴基通第 33 条関係 6、会社法 673 条 1 項、税理士法 48 条の 21 第 2 項、<u>弁護士法 30 条の 30 第 2 項、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 67 条 2 項、80 条 1 項、公認会計士法 34 条の 22 第 2 項、弁理士法 55 条 2 項、司法書士法 46 条 3 項、行政書士法 13 条の 21 第 2 項、社会保険労務士法 25 条の 25 第 2 項、土地家屋調査士法 41 条 3 項。</u></p> <p>したがって、責任が消滅している者に対しては、徴収法第 33 条の規定による第二次納税義務を負わせることはできないので、合名会社等が解散している場合には、その登記後 5 年を経過しているかどうかを確認する必要があることに留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 編 各則</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務</p>	<p>21 第 1 項、<u>弁護士法 30 条の 15 第 7 項、30 条の 30 第 1 項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 50 条の 13 第 2 項、公認会計士法 34 条の 10 の 6 第 11 項、34 条の 22 第 1 項、34 条の 23 第 3 項、弁理士法 47 条の 4 第 7 項、55 条 1 項、司法書士法 38 条 6 項、46 条 2 項、行政書士法 13 条の 21 第 1 項、社会保険労務士法 25 条の 15 の 3 第 6 項、25 条の 25 第 1 項、土地家屋調査士法 35 条の 3 第 6 項、41 条 2 項。</u></p> <p>したがって、責任が消滅している者に対しては、徴収法第 33 条の規定による第二次納税義務を負わせることはできないので、退社等をした無限責任社員に該当するか否かの調査（51 の(3)）に併せて、退社の登記又は責任変更の登記後 2 年を経過しているかどうかを確認する必要があることに留意する。</p> <p>(2) 合名会社等解散後における無限責任社員の責任の除斥期間の経過</p> <p>合名会社等が解散した場合に、本店の所在地において解散の登記をした後 5 年以内に納付通知書による告知又はその予告（55 参照）をしなかったときは、無限責任社員の責任は、その登記後 5 年（除斥期間）を経過した時に消滅する（徴基通第 33 条関係 6、会社法 673 条 1 項、税理士法 48 条の 21 第 2 項、<u>弁護士法 30 条の 30 第 2 項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 50 条の 13 第 2 項、公認会計士法 34 条の 22 第 2 項、弁理士法 55 条 2 項、司法書士法 46 条 3 項、行政書士法 13 条の 21 第 2 項、社会保険労務士法 25 条の 25 第 2 項、土地家屋調査士法 41 条 3 項。</u></p> <p>したがって、責任が消滅している者に対しては、徴収法第 33 条の規定による第二次納税義務を負わせることはできないので、合名会社等が解散している場合には、その登記後 5 年を経過しているかどうかを確認する必要があることに留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 2 編 各則</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務</p>

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 1 節 成立要件</p> <p>(成立の要件)</p> <p>93 次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、納税者の譲渡した事業に係る国税につき、94《第二次納税義務を負うべき者》に掲げる者は第二次納税義務を負う（徴収法38条）。</p> <p>(1) 国税の法定納期限の1年前の日後に納税者が生計を一にする親族その他の特殊関係者（95参照）に事業を譲渡したこと。</p> <p>イ 国税の法定納期限の1年前の日</p> <p>事業譲渡が滞納に係る国税の法定納期限の1年前の応当日以前にされている場合は、第二次納税義務を負わない。この場合の応当日については、通則法第10条第2項《期限の特例》の規定は適用されない（徴基通第38条関係15）。</p> <p>なお、<u>法定納期限の1年前の応当日後にされているかどうかの判定は、次により行う。</u></p> <p>(i) <u>事業譲渡の時</u>は、<u>現実に事業が譲渡された時</u>によるものとして取り扱う。</p> <p>(ii) <u>現実に事業が譲渡された時の判定</u>については、<u>97のなお書と同様である。</u></p> <p>ロ・ハ （省略）</p> <p>(2)～(4) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 節 成立要件</p> <p>(成立の要件)</p> <p>93 次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、納税者の譲渡した事業に係る国税につき、94《第二次納税義務を負うべき者》に掲げる者は第二次納税義務を負う（徴収法38条）。</p> <p>(1) 国税の法定納期限の1年前の日後に納税者が生計を一にする親族その他の特殊関係者（95参照）に事業を譲渡したこと。</p> <p>イ 国税の法定納期限の1年前の日</p> <p>事業譲渡が滞納に係る国税の法定納期限の1年前の応当日以前にされている場合は、第二次納税義務を負わない。この場合の応当日については、通則法第10条第2項《期限の特例》の規定は適用されない（徴基通第38条関係15）。</p> <p>なお、<u>事業譲渡の時期については、次によるものとする。</u></p> <p>(i) <u>事業譲渡の時期</u>は、<u>現実に事業が譲渡された時期</u>によるものとして取り扱う。</p> <p>(ii) <u>現実に事業譲渡がされた時期</u>については、<u>不動産登記簿等の公簿における所有権移転の登記年月日、取引先に対する事業譲渡の通知年月日等客観的な資料を参考として判定する。</u></p> <p>ロ・ハ （同左）</p> <p>(2)～(4) （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第 2 節 第二次納税義務を負う者</p> <p>(生計を一にする親族その他の特殊関係者の判定時期)</p> <p>97 生計を一にする親族その他の特殊関係者に該当するかどうかの判定は、納税者がその事業を譲渡した時の現況による（徴収令13条2項）。したがって、その後離婚、解雇</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 第二次納税義務を負う者</p> <p>(生計を一にする親族その他の特殊関係者の判定時期)</p> <p>97 生計を一にする親族その他の特殊関係者に該当するかどうかの判定は、納税者がその事業を譲渡した時の現況による（徴収令13条2項）。したがって、その後離婚、解雇</p>

新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>等によって生計を一にする親族その他の特殊関係者に該当しないこととなっても、徴収法第38条の規定が適用されることに留意する（徴基通第38条関係1）。</p> <p>なお、「事業を譲渡した時」<u>の判定は、原則として、譲渡契約書等において当事者が事業譲渡の効力発生時として定めた時による。ただし、この判定に当たっては、事業の譲渡の意義（93の(1)のハの(イ)《事業の譲渡の意義》参照）を踏まえ、譲渡人が有機的一体として機能する財産によって営んでいた営業的活動を譲受人に受け継がせたのがいつかという観点から、事業譲渡の有無の調査に当たり収集した資料（93の(1)のハの(ロ)《事業譲渡の有無の調査》参照）、不動産登記簿等の公簿における所有権移転の登記年月日、取引先に対する事業譲渡の通知年月日等、客観的な資料を参考として、当事者が事業譲渡の効力発生時として定めた時と異なる時をもって「事業を譲渡した時」と判定すべき場合があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 事業譲渡契約において定められた効力発生日以後に株主総会の承認決議があった場合（93の(1)のハの(ロ)のB参照）における「事業を譲渡した時」は、その承認決議があった時を基準として判定する（民法119条参照）。</u></p>	<p>等によって生計を一にする親族その他の特殊関係者に該当しないこととなっても、徴収法第38条の規定が適用されることに留意する（徴基通第38条関係1）。</p> <p>なお、「事業を譲渡した時」とは、<u>主たる納税者が個人である場合には事業譲渡の契約がされた時を、主たる納税者が法人である場合には事業譲渡についての株主総会等の特別決議等があった時をそれぞれいうものとし、この調査は、93の(1)のハの(ロ)《事業譲渡の有無の調査》と同様である。</u></p>